

## 第1節 意匠

**3 用語の定義****取扱い（遊水池等・小規模倉庫）****法2条****① 遊水池・雨水貯留池の取扱い**

河川管理者の管理する遊水池・雨水貯留池について、以下の(1)～(7)に掲げる規定の適用に際しては「公園、広場、川等の空地・・・その他これらに類するもの」等として取り扱う。

- (1) 法第2条第1項第六号イ「延焼のおそれのある部分」
- (2) 法第28条第1項「居室の採光及び換気」
- (3) 法第53条第6項第三号「建蔽率」
- (4) 法第56条第6項「建築物の各部分の高さ」
- (5) 法第56条の2第3項「日影による中高層の建築物の高さの制限」
- (6) 法第58条「高度地区」

**② 小規模倉庫の取扱い**

「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）」（平成27年2月27日国住指第4544号）に示す「土地に自立して設置する小規模な倉庫（物置等を含む。）のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないもの」の判断基準は、次のとおりとする。

## ○判断基準

奥行1.0m以下、幅2.0m以下かつ軒高2.3m以下とする。

- ・倉庫を連結して上記基準を超える規模とはできない。
- ・奥行及び幅は、壁又は柱の中心線間の距離によることとし、高さは、地盤面からの高さによる。

## ※対象とする「小規模な倉庫」について

- ・建築物に附属していること、かつ、当該建築物の敷地内に原則1棟までとする（建築物に附属せず、単独で設置されるものは、この取扱いの対象としない）。
- ・建築物に接している（EXP.Jを介する場合等を含む。）もの、屋上に設置するものなど建築物の一部となるものは、この取扱いの対象としない。
- ・倉庫の用途は、内部に物品を保管する目的で設置する自家用のものとする。なお、設備機器等（通常出し入れしないもの）を格納するものは、この取扱いの対象としない。

第1節 意匠

### 3 用語の定義

#### 住宅の定義

法2条

建築基準法の単体規定関係条文の中で使われている「住宅」「一戸建ての住宅」「長屋」及び「共同住宅」については、下表のように定義する。

表

住宅	一戸建ての住宅・長屋及び共同住宅の総称 ※ ただし、法別表第2においては、共同住宅は含まれない。
一戸建ての住宅	一の住戸を有する建築物及び2-25Pに規定する二世帯住宅
長屋	2以上の住戸を有する建築物で、隣接する住戸が開口部のない壁又は、床を共有し、廊下・階段等の共用部分を有しない形式の建築物
共同住宅	2以上の住戸又は住室を有する建築物で長屋以外のもの

なお、ここでいう「住戸」及び「住室」とは、「1又は2以上の世帯が他と独立して生活を営むための建築物又は建築物の部分」をいい、具体的には次のようになる。

「住戸」：専用の居住室・台所・便所及び出入口（居住者や訪問者がいつでも行き来できる共用の廊下等に面する出入口を含む。）を有しているもの。

「住室」：住戸の要件のうち、台所又は便所を有していないもの。

## 第1節 意匠

### 3 用語の定義

#### 各種用途の定義（下宿・寄宿舎・有料老人ホーム）

**法2条****① 下宿**

下宿営業とは、施設を設け 1 月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。（旅館業法第2条第4項）

施設の態様、経営形態等から判断されることから、旅館業法上の取扱いと一致させることとし、旅館業法の営業の許可（保健所所管）を受けることを前提とする。

**② 寄宿舎**

以下に掲げるもので共同生活の実態を備えているものは、寄宿舎として取り扱う。

- ・事務所、病院、工場等の従業員用の居住施設
- ・学校の学生若しくは従業員用の居住施設

なお、グループホームの用途判断については「グループホーム」(2-57P) を参照すること。

食堂・便所・台所・浴室等を 1 か所以上又は数箇所に集中して設ける計画となっている場合は寄宿舎として扱い、各住戸が独立していて、廊下・階段等の共用部を設ける計画となっている場合は共同住宅として扱う。（「住宅の定義」(2-23P) を参照のこと。）

**③ 有料老人ホーム**

老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当する場合、老人福祉法に基づく届出の有無にかかわらず、建築基準法上の用途も有料老人ホームとなる。

老人福祉法の 有料老人ホーム	建築基準法上の用途	建物の例
該当する	有料老人ホーム (児童福祉施設等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス付き高齢者向け住宅(※1) (老人福祉法の有料老人ホームに該当するもの)</li> <li>・未届の有料老人ホーム</li> </ul>
該当しない	共同住宅、寄宿舎など ※老人福祉施設と一体となった計 画の場合、老人福祉施設と共同住 宅等の複合建築物と取扱う場合 があります	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス付き高齢者向け住宅 (老人福祉法の有料老人ホームに該当しないもの)</li> </ul>

※1 サービス付き高齢者向け住宅：高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項のサービス付き高齢者向け住宅

第1節 意匠

### 3 用語の定義

#### 二世帯住宅の取扱い

法2条

二世帯住宅は、以下の(1)、(2)の要件を同時に満足する場合、一戸建ての住宅とみなす。原則として図1～図3に示す例によるが、特殊なケースについては、建築確認の申請先と協議すること。

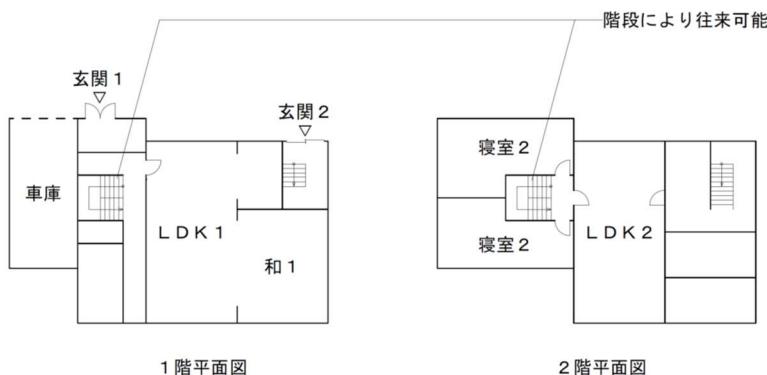
- (1) 住戸又は住室の構成は2戸とする。
- (2) 各住戸及び住室等が内部で容易に行き来ができる、共有する内部空間をもつ構造であること。なお、風除室・玄関の土間・車庫・納戸・エレベーター等は共有する内部空間として扱わない。



1階平面図

2階平面図

図1 各住戸の玄関を共有している場合



1階平面図

2階平面図

図2 各住戸が各階に独立した形態で、内部階段により容易に行き来ができる場合

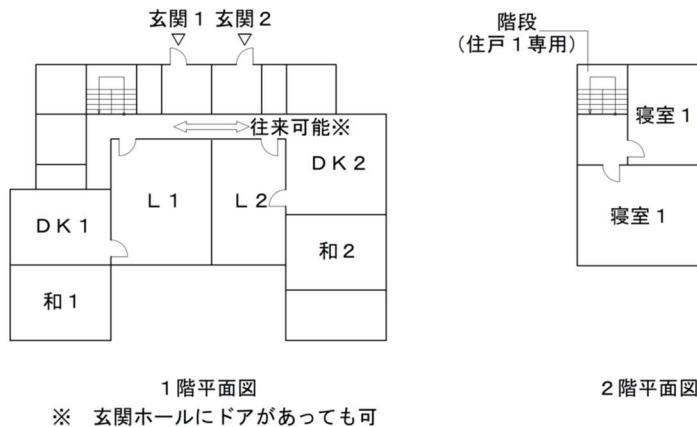


図3 各住戸が容易に内部のホール又は居間等において行き来ができる場合

## 第1節 意匠

**3 用語の定義****2 棟の建築物を渡り廊下で接続する場合の取扱い****法2条**

用途上不可分の関係にある 2 棟の建築物又は別敷地内にある 2 棟の建築物を渡り廊下で接続する場合は、道内各特定行政庁で申し合わせた「建築基準法令運用基準」(参考)による。

なお、本基準の適用にあたっては、事前に建築確認の申請先と協議すること。

**参考 建築基準法令運用基準**

図 1 のように渡り廊下をはさんで別棟扱いとした場合、隣棟間隔 6m以下で、かつ、法第 27 条、第 61 条又は第 62 条で耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要求される場合には、渡り廊下との境の部分に特定防火設備又は防火設備を 1 か所設けること。また、原則としてそれぞれの棟ごとで令第 5 章(避難施設等)の規定を適用する。

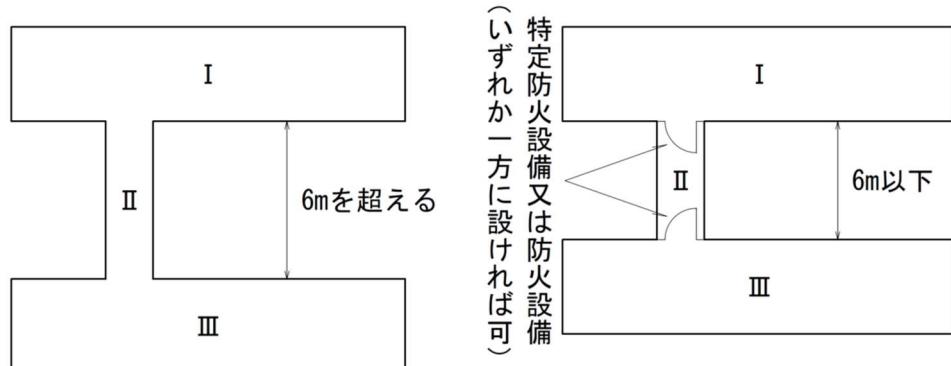


図 1

また、消防用設備等の設置単位について別棟とみなすことができる渡り廊下基準(昭和 50 年 3 月 5 日付消防安第 26 号)も参照すること。

## 第1節 意匠

**4 敷地****用途上不可分の関係****法2条**

建築基準法では、用途上不可分の関係にある建築物を除いて「一敷地一建物」が原則となっている。「用途上不可分の関係」とは、以下の(1)に掲げる例のように、用途が機能的に互いに連携しているために、それぞれの棟に敷地分割することができない建築物をいい、敷地の用途を決定する建築物（主要用途建築物）とこれに関連する建築物（附属建築物）とから構成される。

また、(2)に掲げる例のように、主要用途建築物と直接機能上の関連をもたず、単に隣り合っていて敷地の一部を共通で利用しているにすぎないような場合は用途上不可分の関係とはみなされない。

## (1) 「用途上不可分の関係」となる例

表1

主要用途建築物	附属建築物
住宅	離れ※1、車庫、物置、納屋、茶室、あづまや、温室、畜舎
共同住宅	管理住宅※2、車庫、自転車置場、物置、プロパン置場、変電室
旅館、ホテル	離れ（客室）、浴室棟、あづまや、温室、倉庫、車庫
工場（作業場）	事務棟、倉庫、変電室、危険物の貯蔵庫、機械室、更衣棟、浴室棟、食堂棟、守衛室
学校（校舎）	実習棟、図書館、体育館、給食作業棟、倉庫
カラオケルーム	管理事務所※3

※1 離れに台所及び便所等があるものは、用途上不可分とはならない。

※2 原則として専用住宅であり、共同住宅の管理を行う者が居る場合のみ不可分とする。また、共同住宅は店舗、事務所等の用途に供する部分を有しない場合に限る。

※3 事務所の管理部門を介してカラオケルームを利用する場合に限る。

## (2) 「用途上不可分の関係」とならない例

表2

主要用途建築物	併設される建築物
病院	職員寄宿舎、看護学校
工場	職員寄宿舎、職員アパート

## 第1節 意匠

## 5 延焼のおそれのある部分

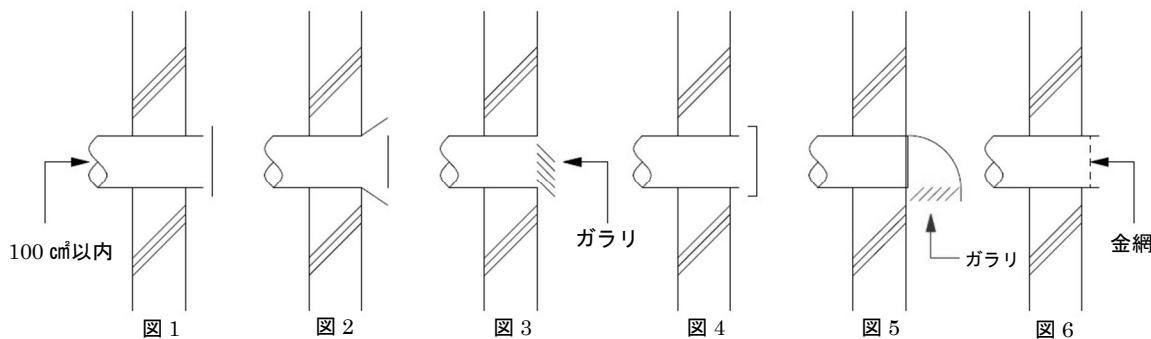
### 延焼のおそれのある部分に設ける防火設備（換気ダクト等）

法2条

#### ① 防火設備とみなされる防火覆い

延焼のおそれのある部分にある外壁面の換気ダクト等の開口部に、以下の(1)～(4)の形状、材質の防火覆いを設ける場合は、防火設備とみなす。

- (1) 換気ダクトの開口面積は、100 cm<sup>2</sup>以内であること。  
(開口面積が100 cm<sup>2</sup>を超える換気口には防火ダンパー(FD)が必要となる。)
- (2) 図1～5に示す形状であること。
- (3) 図6については、地面から高さ1m以下の場所に設ける換気口の開口部で、かつ、網目2mm以下の金網で覆われていること。
- (4) 材質は、スチール、ステンレス又はアルミニウム（板厚1.2mm以上）であること。



#### ② 防火設備とみなされる防火ダンパー

延焼のおそれのある部分にある外壁面の換気ダクト等の開口部に設ける防火ダンパーには、昭48建告第2565号による規定を準用し、防火設備とみなす。

また、防火ダンパーには、保守点検が容易に行えるように当該ダンパーの近接する天井又は壁に、一辺の長さが45cm以上の点検口を設けること。ただし、外壁用防火ダンパーについては、2階以下にあるもの又は屋内やバルコニー等からの保守点検が可能な場合は、この限りではない。

第1節 意匠

## 6 仮使用の取扱い

### 仮使用認定申請

法7条の6

#### ① 仮使用認定の対象

- (1) 新築の場合は、法第6条第1項第一号から第三号までの建築物
- (2) 増築、改築、移転、大規模な修繕若しくは大規模な模様替の場合は、(1)に掲げる建築物で、避難施設等の機能確保に影響を及ぼす部分は使用制限を受ける。ただし、共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物（工事の前後とも）は除く。なお、使用制限の対象となる建築物の判断は棟別で行う。
- (3) 共同住宅の住戸部分を棟内モデルルームとして仮使用する場合は、以下のア及びイを満たす場合に限り仮使用認定の対象となる。以下のア及びイに適合しない場合は、使用目的（展示場、販売事務所等）に沿った計画変更手続きを行った後に仮使用認定申請を行うこと。
  - ア 仮使用の用途はモデルルームであり、販売等の事務室的用途に供さない。
  - イ モデルルームとしての仮使用部分は2戸以内とし、これに付随するものとして必要最小限の通路、階段、休息コーナー、資料パネル展示コーナーは可

#### ② 仮使用の認定期間等

- (1) 仮使用の期間は原則3年以内の計画であること。
- (2) 仮使用部分を追加する場合は新たに仮使用認定申請が必要
- (3) 認定期間を超えて仮使用する場合は、追加申請が必要（合計3年以内）

### ③ 申請に必要な図書

仮使用認定申請書（追加の場合は仮使用部分追加申請書）は正本・副本・消防用の合計3部とし、必要な添付図書等は下表のとおり。

表

添付図書	明示すべき事項
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、新築若しくは避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分及び申請に係る仮使用の部分、区画の位置、種類、代替措置等
配置図	縮尺、方位、接道状況、工作物の位置及び申請に係る仮使用の部分、工事車両の進入口、動線、足場・万能鋼板等の仮設
付近見取図	方位、道路及び目標となる建物
安全計画書	工事中において安全上、防火上又は避難上講ずる措置の概要
工程表	工事の全体工程及び仮使用期間
確認申請図書の写し	防火・避難規定への適合状況を確認できる図書の写し（法チェック、キープラン、建具表、仕上表等）、求積図等
確認申請書の副本	札幌市役所以外で確認を受けた場合に限る。

## 第1節 意匠

## 6 仮使用の取扱い

### 仮使用の認定基準

法7条の6

法第7条の6第1項第一号による仮使用の認定基準は以下の(1)～(3)による。

## (1) 仮使用部分とその他の部分との区画

- ア 仮使用部分とその他の部分が、原則、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（常時閉鎖をした状態にあるものに限る。）で防火上有効に区画されていること。
- イ 工事施工部分に面する換気、暖房、冷房及び排煙の設備の風道の吹出口等が、鉄板その他の不燃材料でふさがれていること。

## (2) 仮使用部分の安全性

仮使用部分が以下のア又はイの基準を満たしていること。

- ア 仮使用の対象が新築の建築物又は増築工事における増築部分である場合、仮使用部分は建築基準法及び消防法の以下の(ア)～(ケ)にそれぞれ適合していること。

(ア) 令第112条の防火区画

(イ) 令第5章第2節の廊下、避難階段及び出入口

仮使用に伴い、新たな避難経路となる廊下を設ける場合は、本規定に適合させること他、廊下幅を有効幅員90cm以上確保すること

(ウ) 令第5章第3節の排煙設備

(エ) 令第5章第4節の非常用の照明装置

(オ) 令第5章第5節の非常用の進入口

(カ) 令第127条から令第128条の2までの規定

これらの規定中「通路」とあるのは「通路（仮使用の部分を使用する者の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

ただし、当該通路の幅員が90cm以上確保されているなど、仮使用の部分を使用する者の安全上、防火上及び避難上支障がなく、工事の安全上及び施工上やむを得ない場合は、この限りではない。

(キ) 令第5章の2の特殊建築物等の内装

(ク) 令第129条の13の3の非常用の昇降機の設置及び構造

(ケ) 消防法第17条の消防用設備等の設置、維持

イ 既存建築物の増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替等の工事では、仮使用部分の避難施設等の機能に全く支障を生じさせないのは困難な場合があるので、

以下の(ア)～(オ)に掲げる代替措置によることができる。

- (ア) 令第112条第11項から第15項及び第19項（第11項から第13項に係る部分に限る。）の規定に適合していること。ただし、この場合において、防火区画に用いられる特定防火設備、防火設備は、同条第19項第二号ロに規定する遮煙性能を有さないものであってもよい。
  - (イ) 仮設屋外階段、仮設はしご等が、建築物の形態、使用状況に応じて適切に設置されている場合を除き、令第120条、令第121条、及び令第125条第1項の規定に適合していること。
  - (ウ) 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあっては、各階における直通階段の幅の合計が、その直上階以上の階のうち床面積が最大の階における床面積100m<sup>2</sup>につき30cmの割合で計算した数値以上確保されていること。
  - (エ) 小規模な居室、バッテリー内蔵型の非常用照明等の設置により、床面において概ね1ルクス程度の明るさが確保されている建築物の部分又は夜間使用がない建築物で十分明るさを確保できる窓等の開口部が設けられている建築物の部分を除き、令第126条の4及び令第126条の5の規定に適合していること。
  - (オ) 消防機関において、消防活動上支障がないと認める措置が講ぜられている場合を除き、令第126条の6及び令第126条の7の規定に適合していること。
- (3) 工事施工部分の安全対策が十分講じられていること
- 工事計画に応じて、避難施設等に係る代替措置（増築、改築、大規模な修繕、大規模な模様替等）、工事に使用する火気・資材等の管理方法、防火管理の体制等が適切に計画されていること。（安全計画書に記入）

第1節 意匠

## 7 屋根・外壁

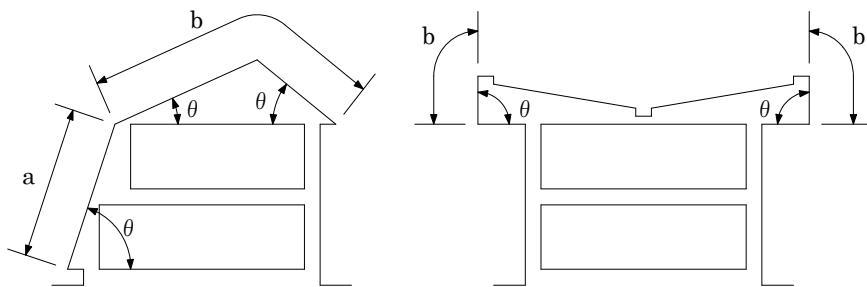
### 屋根と外壁の区分

法22条  
法23条  
他

法第22条、法第23条、法第61条及び法第62条における屋根と外壁の区分については下図のとおりとする。

なお、外壁後退を考慮する際は、aの範囲については法第54条の規定を適用し、bの範囲については同条の規定を適用しない。

特殊な形状など下図により難い場合は建築確認の申請先と協議すること。



図

aの範囲（居室若しくは室等に係る部分）

$\theta \geq 60^\circ$  の場合 外壁とする。

$\theta < 60^\circ$  の場合 屋根とする。

bの範囲

$\theta \geq 90^\circ$  の場合 外壁とする。

$\theta < 90^\circ$  の場合 屋根とする。

第1節 意匠

## 8 外壁の開口部

### 開放自動車車庫の開放部の取扱い

法27条  
他

開放自動車車庫の開放部は「外壁の開口部」に相当するので、耐火建築物若しくは準耐火建築物等とする場合又は防火地域若しくは準防火地域にある場合は、延焼のおそれのある部分の開放部に「防火設備」を設けなければならない。

ただし、以下の(1)～(2)のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分は、上記の取扱いは適用されない。

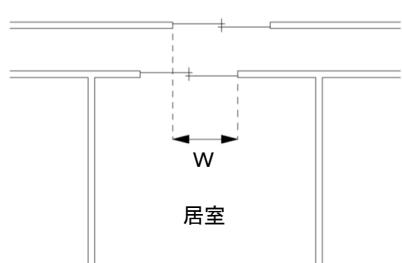
- (1) 誘導車路その他専ら通行の用に供し、通常自動車を駐留させない部分（昭和48年2月28日付住指発第110号）
- (2) 法第84条の2の壁を有しない自動車車庫の規定を準用する建築物又は建築物の部分

## 第1節 意匠

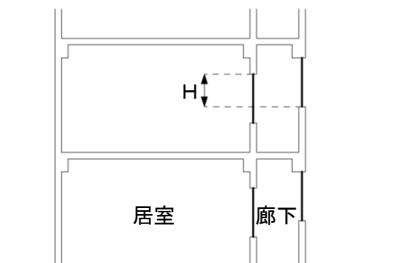
**9 採光・換気****屋内片廊下型共同住宅等の取扱い****法28条****① 屋内廊下に面した開口部の採光**

屋内片廊下に面した共同住宅及び児童福祉施設等において、屋内廊下に面して開口部を設けた場合、採光に有効な部分の面積は図1のとおりとする。なお、採光補正係数については令第20条第2項の縁側と同様に取り扱う。(基準総則P125)

$$\text{有効採光面積} = W \times H \times A \quad (A : \text{採光補正係数})$$



平面図



断面図

※ 有効幅W及び有効高さHは居室の開口と廊下の開口が完全に重なっている長さとする。

図1

**② 屋内廊下に面した開口部の換気**

屋内廊下に面した開口部は換気に有効な部分にならないため、図2のように機械換気設備により単独で確保すること。

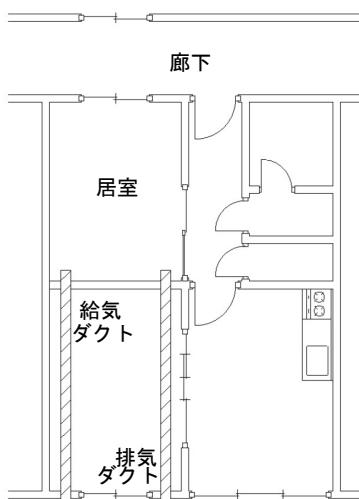


図2

## 第1節 意匠

**10 他の部屋を介して採光等を確保する居室****ふすま、障子等で仕切られた2室****法28条  
他**

他の部屋を介して採光する居室については、随時開放できる襖又は障子等で仕切られ、襖等の幅が間口幅（W）の1/2程度あるものについては、二室を一室とみなす。（図1）

この場合、窓の位置と部屋の並びについては考慮しない。（図2）

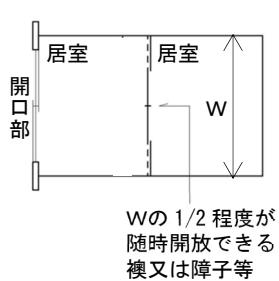


図1

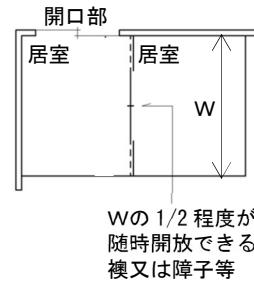


図2

また、随時開放できる襖又は障子等で仕切られる二室の間口幅が異なる場合で、他の居室を介して採光する居室の間口幅（W）の1/2以上あるものについては、二室を一室として取り扱うことができる。（図3）

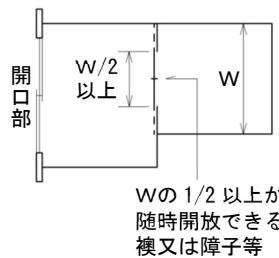
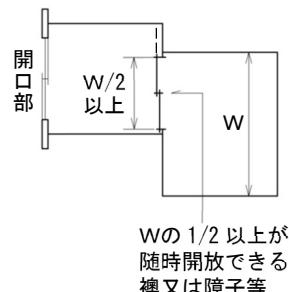


図3



なお、随時開放できる襖、障子と同等とみなすことができるのは、アコーディオンカーテン、スライディングウォール等であるが、スライディングウォールによる間仕切りは、換気上支障があるので換気設備が必要である。

この取扱いは、2室を1室とみなす規定（法第28条第4項、令第111条第2項、令第116条の2第2項）について適用する。

第1節 意匠

## 11 シックハウス

### シックハウス対策

法28条の2

#### ① 完了検査申請

完了検査申請書（第四面）には、工事監理の状況を記載することになっており、「居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積」及び「建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む。）」の欄に内装の仕上げ及び天井裏等の部分ごとに、工事監理に関する事項を具体的に記入すること。（この欄に記載しきれない場合は別紙に記載してもよい。）

#### ② 用途変更

法第87条第3項の規定から、用途変更する部分に法第28条の2のシックハウスの規定は適用されないが、建築確認を要しない場合でも、内装の改修を行う場合は、当該現行法に適合させる必要がある。

#### ③ 5年以上経過している証明

増改築を行う場合、基本的には既存部分を含め建築物全体に対して、新築の場合と同様の規制がかかるが、既存部分が5年以上経過しているものについては、規制対象外建材とみなされ制限を受けないこととなる。そのため、5年以上経過していることについて完了検査済証（写し）等の証明が必要となる。

## 第1節 意匠

**12 避難施設****児童福祉施設等の主たる用途に供する居室****法35条**

建築基準法施行令第121条第1項第四号の「児童福祉施設等の主たる用途に供する居室」は以下のとおり取り扱う。

主たる用途に供する居室	入所する者、通所する者が使用する居室 (避難弱者が使用する居室) 寝室、保育室、遊戯室、機能訓練室、談話室、娯楽室、面会室、集会場、食堂等
その他の用途に供する居室	事務室、会議室、スタッフルーム等

第1節 意匠

## 12 避難施設

### 避難階段に設けるパイプシャフト等の点検扉の設置基準

法35条

屋内に設ける避難階段には、階段に通ずる出入口以外の戸を設けることは出来ないと規定されており（令第123条第1項第一号）、「パイプシャフト等の点検扉」（以下「点検扉」という。）は、階段に通ずる出入口の戸とは取り扱えないが、階段室型（2戸1階段）の共同住宅及び児童福祉施設等の場合に限り、以下の(1)～(3)の条件により設置できることとする。ただし、特別避難階段のバルコニー若しくは付室又は非常用エレベーターの乗降口の場合は、点検扉を設けることはできない。

- (1) パイプシャフト等は、他の部分と階段において耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- (2) 点検扉は、常時施錠状態にある鋼製とすること。  
(防避解P131より、常時施錠状態にある点検扉は、ドアクローザ等がなくても「常時閉鎖式」とみなせる。)
- (3) 消防隊の消火設備（連結送水管の放水口及び放水器具箱等）は(2)によらず設けることができる。

第1節 意匠

## 12 避難施設

### 階段室型共同住宅における二方向避難の取扱い

法35条

#### ① 令第117条第2項の取扱い適用上の注意事項

主要構造部を耐火構造とした階段室型共同住宅で、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合、その区画されている部分は、令第117条第2項の適用により、避難規定（令第117条～令第126条）の適用について、それぞれ別の建築物とみなす。

ただし、昭和54年1月24日住指発第1号（以下「通達」という。）により、令第121条における2以上の直通階段の規定については避難上有効なバルコニー等（防避解P47参照）を介して隣接する部分の直通階段を同一の建築物内にあるとみなすことができる。その際、以下の(1)～(6)に注意すること。（図1）

- (1) 屋外に面した1の階段に2の住戸を配置したユニットが令第117条第2項の区画を介し2以上あること。（3以上の住戸があるユニット、廊下型の場合は取り扱えない。）
- (2) 避難階以外の階においては各階ごとに連続バルコニーで避難上有効に連絡していること。
- (3) 通達に係る部分は共同住宅の用途であること。
- (4) 連続バルコニーの最小有効幅員は75cm（隔板部分は60cm）以上あること。
- (5) 連続バルコニーに隣接して関係規定上の排煙窓が設置されていないこと。
- (6) 通達による取扱いを適用する場合は、「防避解」（P40）によるツインビル等の避難規定上の取扱いの適用はできない。

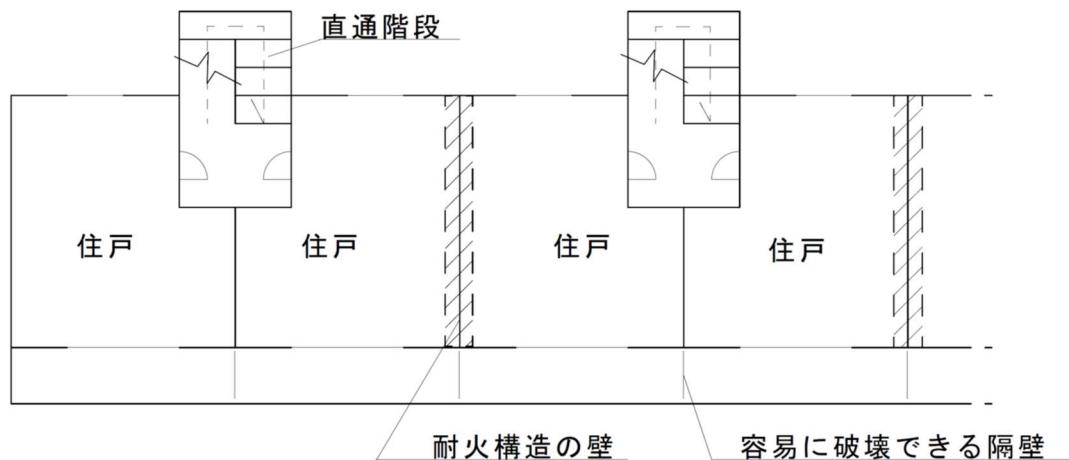


図1

## ② 階段室型共同住宅の階段室相互を開放廊下で連絡する場合の注意事項

階段室型共同住宅におけるエレベーター等の効率的利用の必要性から、階段室を開放廊下で連絡することを許容する通達が令第23条第1項関連として出され、開放廊下で連絡されていても令第117条第2項により区画されたものとして取り扱うことができる。ただし、令第121条における2以上の直通階段の規定については、①と同様に一の建築物として取り扱うことができる。また、積雪寒冷地である本市の特性を踏まえて、開放廊下を屋内廊下とした場合においても同様の取扱いとする。

その際、①の点に加え、以下の(1)～(8)に注意すること。(図2～4)

- (1) 1の階段室に係る直上階の居室の床面積の合計が200m<sup>2</sup>以下であること。
- (2) 連絡廊下部分から階段室以外の屋内に面して出入口がないこと。
- (3) 連絡廊下部分からの採光窓等の防火設備は、はめごろし(遮煙)とすること。(図2の防(1))
- (4) 連絡廊下部分において、耐火構造で区画されるべき位置に特定防火設備(シャッターを除く。以下同じ。)を設置すること。次の(5)の特定防火設備との兼用は認めない。(図2・3の特防(1))
- (5) 連絡廊下部分と階段室は、特定防火設備で区画すること。(図2・3の特防(2))
- (6) 階段室から直接外部への出入口を設け、敷地内通路(令第128条)を確保すること。
- (7) 連絡廊下は2～3層ごとの設置までとすること。(図4)
- (8) 連絡廊下は片廊下型とする。中廊下型は認めない。

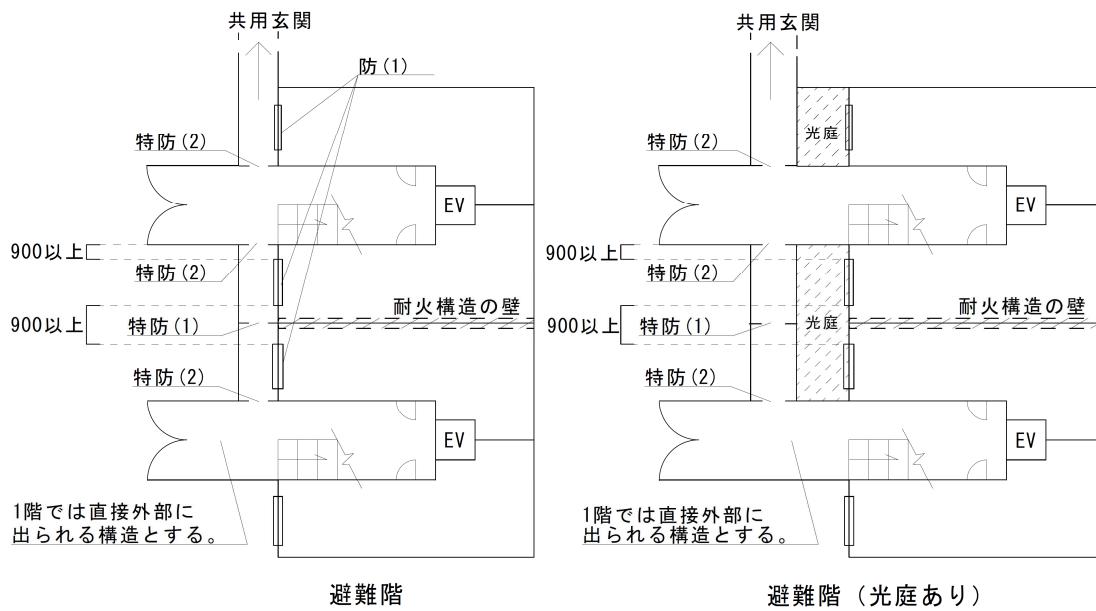


図2 避難階の平面例

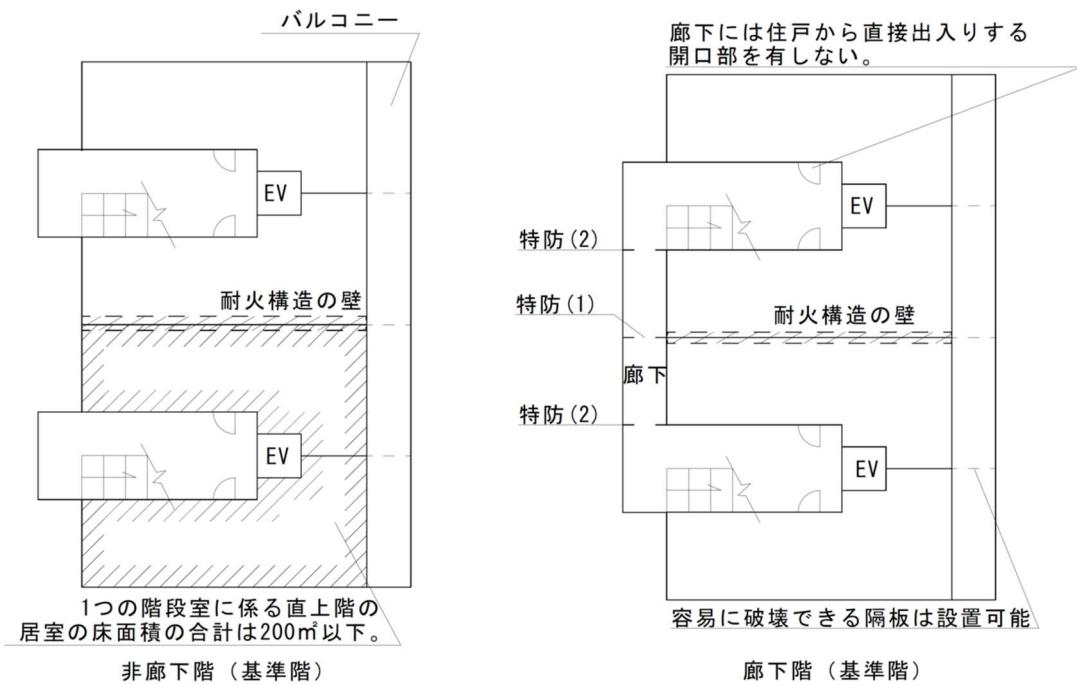


図3 基準階の平面例

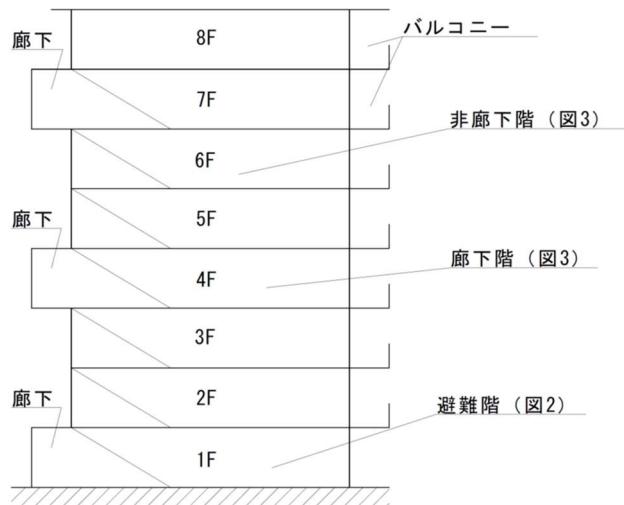


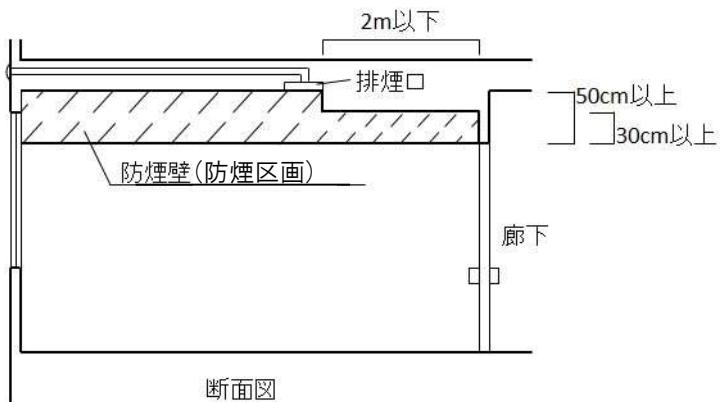
図4 断面例

## 第1節 意匠

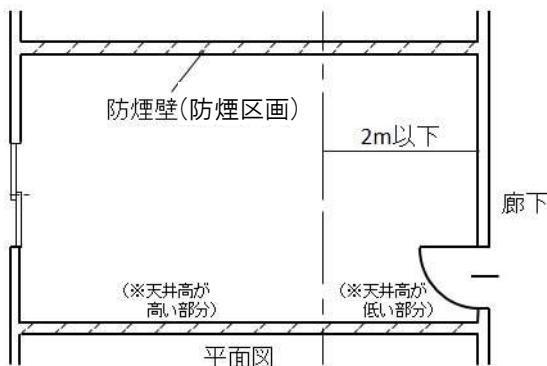
**13 排煙設備****防煙区画****法35条****① 天井高さの異なる場合の防煙区画の取扱いについて**

図1のように設備の配管等の関係上、天井が低くなっている箇所で防煙壁が天井から50cm以上とれない場合、防煙壁が天井から30cm以上あれば排煙上有効とみなす。

ただし、排煙口は天井の高い部分に設けること。



断面図



平面図

図1

## ② 天井高さの異なる場合の排煙口の有効範囲

図2のように、天井の高さの異なる場合は、 $L \geq 80\text{ cm}$ ならばH1が有効範囲である。  
 $L < 80\text{ cm}$ ならばH2が有効範囲である。

この場合、H1、H2ともに80cm以内とする。(80cmを超えた場合は80cmとする。)

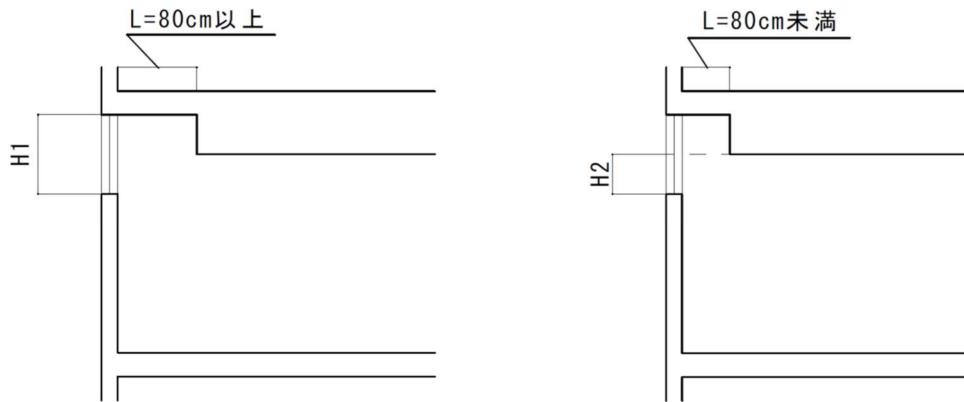


図2

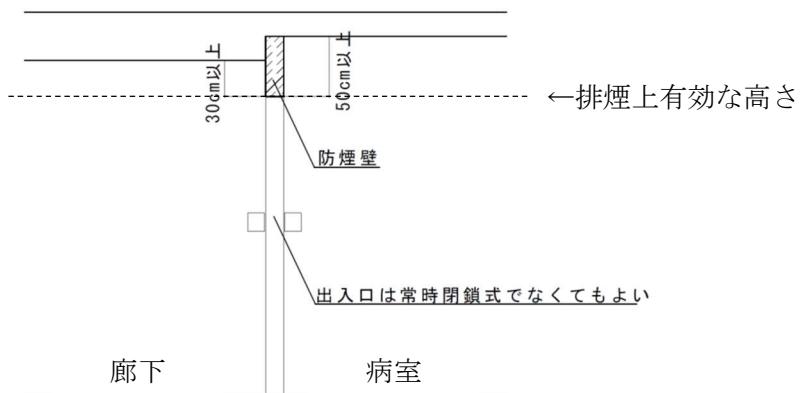
第1節 意匠

## 13 排煙設備

### 病院の防煙区画にある戸の仕様

法35条

病院の防煙区画部分に出入口ドアがある場合、図の状態であれば戸を不燃材料としなくてもよい。



図

第1節 意匠

## 13 排煙設備

### 平12 建告第1436号第四号ニ(4)の取扱い

法35条

#### 平12 建告第1436号第四号ニ(4)抜粋

床面積が 100 m<sup>2</sup>以下で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったもの。

本規定は、100 m<sup>2</sup>以下の居室については火災時に容易に避難が可能であり、室内に面する仕上げ及びその下地を制限することにより、他の部分へ煙を伝播させないことをもって、排煙設備の設置が法令（令第126条の2）において義務付けられている規定にかえて排煙設備を設けたものと同等以上の効果があると認めている。

本規定の適用においては、以下の(1)～(4)に注意すること。

- (1) 不燃性が求められる仕上げの下地材については、ボード類のみではなく、壁ではそのボード類を取り付ける間柱や胴縁まで、天井ではつり木や野縁までも含めて下地である。
- (2) 出入口の戸については、材質、構造に関して規定していないが、不燃性のものが望ましい。
- (3) 出入口の戸の上部に50 cm以上の防煙壁を設けるか、常時閉鎖式の不燃材料の戸が設けられた場合は、戸の上部の不燃材料の垂れ壁は、天井面から下方に30 cm以上することが望ましい。
- (4) 機械排煙部分と排煙対応（自然排煙・告示）との相互間の防煙区画については、排煙上の有効性を確保するため、間仕切壁で区画する。戸がある場合、常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖戸（シャッター含む。）とする。また、材料は不燃性のものが望ましい。

## 第1節 意匠

**13 排煙設備****法35条****自然排煙又は機械排煙と告示適用部分相互間の防煙区画****防煙区画の構成について**

排煙部分と告示(平12建告第1436号第四号ニ)対応部分相互間の防煙区画については、排煙上の有効性を確保するために表のような構成とすること。

表

告示		平12建告第1436号第四号ニ			
		(1)室	(2)室	(3)居室	(4)居室
自然排煙	間仕切り壁等	防煙壁	防煙壁	準耐火構造の防煙壁	下地・仕上げ不燃
	開口上部垂れ壁 (50cm以上)※1	防煙壁	防煙壁	防煙壁	防煙壁
	開口部	防火設備※2 又は戸・扉		防火設備 (令第112条第19項第一号該当)	戸、扉を設ける場合、不燃性のものが望ましい
機械排煙	間仕切り壁等	防煙壁	防煙壁	準耐火構造の防煙壁	下地・仕上げ不燃
	開口上部垂れ壁 (50cm以上)※1	防煙壁	防煙壁	防煙壁	防煙壁
	開口部※3	防火設備※2 又は戸・扉	戸・扉	防火設備 (令第112条第19項第一号該当)	常閉戸、扉

※1 垂れ壁の高さが30cm以上50cm未満の場合、開口部の仕様は前ページの規定を準用する。

※2 居室・避難経路に面する開口部(令第112条第19項第一号該当の防火設備)

※3 機械排煙の有効性のため常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖戸(シャッター含む。)とする。

第1節 意匠

## 13 排煙設備

### 防煙壁の構成

法35条

防煙壁は、不燃材料で造り又は覆われたもので、原則として天井から50cm以上ある防煙壁等を必要とするが、防煙壁等が50cm未満の場合は以下の(1)、(2)のとおり取り扱う。

- (1) 面積区画に設ける防火戸上部の防煙壁は、常時閉鎖式防火戸又は煙感知器連動防火戸の場合、30cm以上とすることが望ましい。ただし、防火防煙シャッターの場合は、防煙壁を設けなくてよい。
- (2) 壁穴区画（吹抜き・階段・エスカレーターの部分等）には、防火防煙シャッター・常時閉鎖式防火戸又は煙感知器連動防火戸を設置するが、火災時に煙感知器が早期に煙を感知し、上方へ漏煙を少なくするために、壁穴区画部分に接近して30cm以上の固定防煙壁を設けることが望ましい。

第1節 意匠

## 13 排煙設備

### 自然排煙口

法35条

#### ① 自然排煙口の取扱いについて

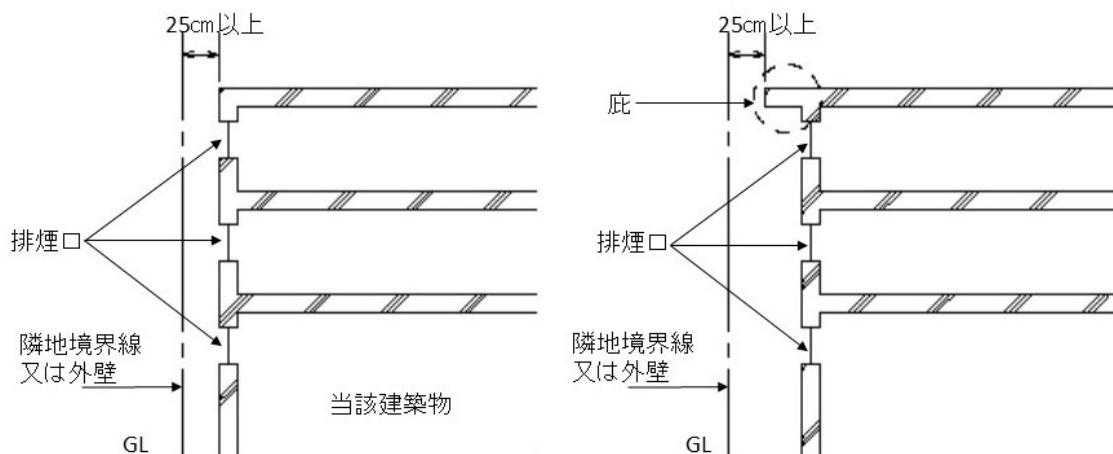
令第126条の3第1項第二号に規定される自然排煙設備の排煙口について、以下の(1)、(2)のとおりとする。

- (1) 防火設備を不燃材料と同等の性能を有するものとみなし、排煙口として使用可能とする
- (2) 国土交通大臣の認定を受けた認定番号EA、EB及びECの防火設備は、いずれも使用可能とする。

#### ② 自然排煙口の設置位置と外部空間との関係の取扱いについて

自然排煙における屋外部分の排煙障害を避け、有効性を確保するための外部空間の取扱いは、次によるものとする。

隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物等より有効で25cm以上確保され、かつ、排煙上支障のない空間を有すること。（図）



図

## 第1節 意匠

**14 非常用進入口****法35条****非常用進入口に代わる窓等の取扱い**

非常用進入口の機能を十分果たすことのできる窓その他の開口部を当該壁面の長さ 10m 以内ごとに設置した場合、代替進入口として認められる。

代替進入口の構造は以下の(1)～(2)のとおりとする。

(1) 開口部の構造

表 1

ガラス開口の種類	開口部の条件	判 定			
		足場等有り※1	足場等無し		
			窓ガラス用 フィルムなし	窓ガラス用 フィルムA	窓ガラス用 フィルムB
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ 8mm以下 (厚さが 6mmを超えるものは、ガラスの大きさがおおむね 2m <sup>2</sup> 以下かつガラスの天端の高さが設置されている階の床から 2m 以下のものに限る。)	引き違い窓等※4	○ ○ ○	○	△
	F I X		○ ○ ○	○	×
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ 6.8mm以下	引き違い窓等	△ △ △ △		
	F I X		× × × ×		×
	厚さ 10mm以下	引き違い窓等	△ × × ×		×
	F I X		× × × ×		×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ 5mm以下	引き違い窓等	○ ○ ○		△
	F I X		○ ○ ○		×
合わせガラス 中間膜 (PVB : ポリビニルブチラール) 30mil (膜厚 0.76mm) 以下	フロート板ガラス 6mm以下 + PVB + フロート板ガラス 6mm以下	引き違い窓等	△ △ △		×
	F I X		× × × ×		×
	網入板ガラス 6.8mm以下 + PVB + フロート板ガラス 5mm以下	引き違い窓等	△ △ △		×
	F I X		× × × ×		×
合わせガラス 中間膜 (PVB : ポリビニルブチラール) 60mil (膜厚 1.52mm) 以下	フロート板ガラス 5mm以下 + PVB + フロート板ガラス 5mm以下	引き違い窓等	△ × ×		×
	F I X		× × ×		×
	網入板ガラス 6.8mm以下 + PVB + フロート板ガラス 6mm以下	引き違い窓等	△ × ×		×
	F I X		× × ×		×

	フロート板ガラス 3mm以下+PVB +型板ガラス 4mm以下	引き違い窓等	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
倍強度ガラス	—	引き違い窓等	×	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
複層ガラス	構成ガラスごとに本表（網入板ガラス及び線入板ガラスは、厚さ 6.8mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。					

## 凡例

- ：代替進入口として取り扱うことができる。
- △：施錠部分の破壊が容易で外部から開放できれば、代替進入口として取り扱うことができる。
- ×：代替進入口として取り扱うことができない。

※1 「足場等有り」は次のものをいう。

- ・避難階又はバルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。

また、「足場等有り」欄の判定は窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて（窓ガラス用フィルムなし、窓ガラス用フィルムA、窓ガラス用フィルムB）同じ判定である。

※2 「窓ガラス用フィルムA」は次のものをいう。

- ・PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが100μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
- ・塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
- ・低放射ガラス（通称：Low-E膜付きガラス）（金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。）

※3 「窓ガラス用フィルムB」は次のものをいう。

- ・PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100μmを超え400μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
- ・PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス

※4 「引き違い窓等」は次のものをいう。

- ・片開き、開き戸を含め、通常は室内から開放でき、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放できるもの。

なお、上記以外のガラスを使用する場合は、「合わせガラスに係る破壊試験ガイド

ン」及び「窓ガラス破壊試験方法」の結果とすること。(消防法施行規則第5条の2第2項第3号、平成19年3月27日消防予第111号、防避解P236を参照すること。)

(2) 代替進入口と取り扱うことができる開口部に附属する手すり等の構造

表2

窓の手すり等	木製	破壊・取り外しが容易なもの
	鉄製	強固な鉄格子以外で容易に進入できる構造のもの
	アルミ製	破壊・取り外しが容易なもの
ドア	施錠の破壊を要しないもので、外部からの容易な開放が可能なもの	

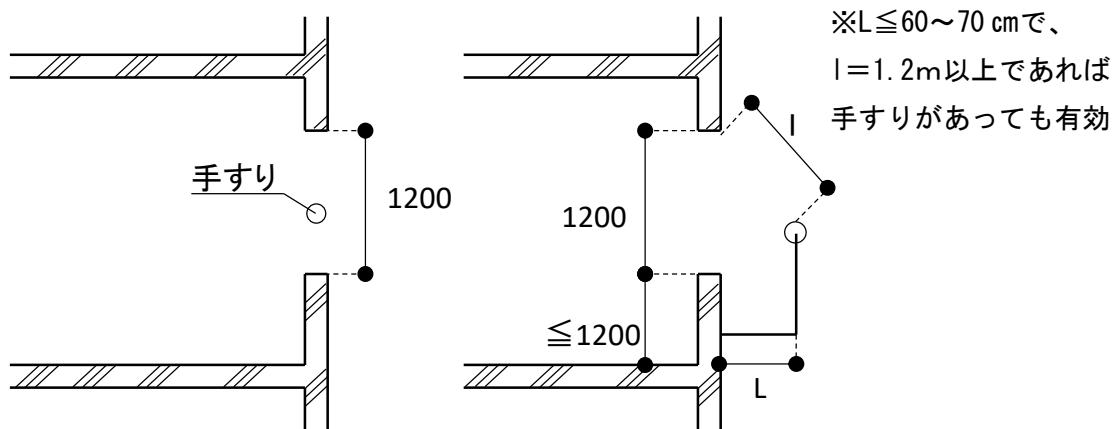


図 手すりが設置されている例

## 第1節 意匠

**15 内装制限****特殊な用途に供する室の内装制限・排煙設備・非常用照明の取扱い**

**法35条**  
**法35条の2**

サウナやレントゲン室等、特殊な用途に供する室の内装制限・排煙設備・非常用照明の規定の適用については表のとおりとする。

表

		内装	排煙設備	非常用照明
個室付浴場の個室		適用	適用	適用
サウナ	サウナ室	—	—	—
	浴場	適用	—	適用
	脱衣室	適用	適用	適用
ホテル等の大浴場	浴場	適用	—	適用
	脱衣室	適用	適用	適用
一般公衆浴場の浴場	浴場	適用	—	適用
	脱衣室	適用	適用	適用
暗室		適用	—	—
前室		適用	適用	適用
レントゲン室		—	—	—
手術室		—	—	適用
フィットネスクラブ等		適用	適用	適用
プール	プール	適用	—	適用 (通路部分)
	脱衣室	適用	適用	適用
喫煙室		適用	適用	適用

※ —：適用除外

第1節 意匠

## 15 内装制限

### 無窓の居室の内装制限について

法35条の2

天井の高さが3m以上の無窓の居室に設けた排煙口が、床面からの高さが2.1m以上で、かつ天井（天井のない場合においては、屋根）の高さの1/2以上の壁の部分に設けられている場合（平12建告第1436号第三号口）、当該居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げについては内装制限を適用しないものとする。

第1節 意匠

## 16 防火区画

### 消火設備／防火設備等の戸の面積制限

法36条

#### ① 消火設備

粉末消火設備、不活性ガス消火設備については、消防法施行規則第19条等において手動起動が義務付けられており、令第112条第1項の「スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの」には該当しない。

#### ② 防火戸の面積制限

随時閉鎖式防火戸で、くぐり戸のないものについては、常時閉鎖式防火戸と同じく、その面積を3m<sup>2</sup>以内とすること。

第1節 意匠

## 17 便所

### 便所の換気

法36条

**① 窓などによる自然換気の場合（くみ取り便所・水洗便所）**

窓などの有効開口部面積は、便所の床面積のおおむね 1/20 以上とすること。

**② 機械換気による場合（水洗便所）**

機械換気の換気回数は、原則として以下の(1)、(2)によること。

- (1) 使用頻度が少ない場合…5～10 回/h（住宅等）
- (2) 使用頻度が多い場合…10～15 回/h（特殊建築物及び公衆便所等）

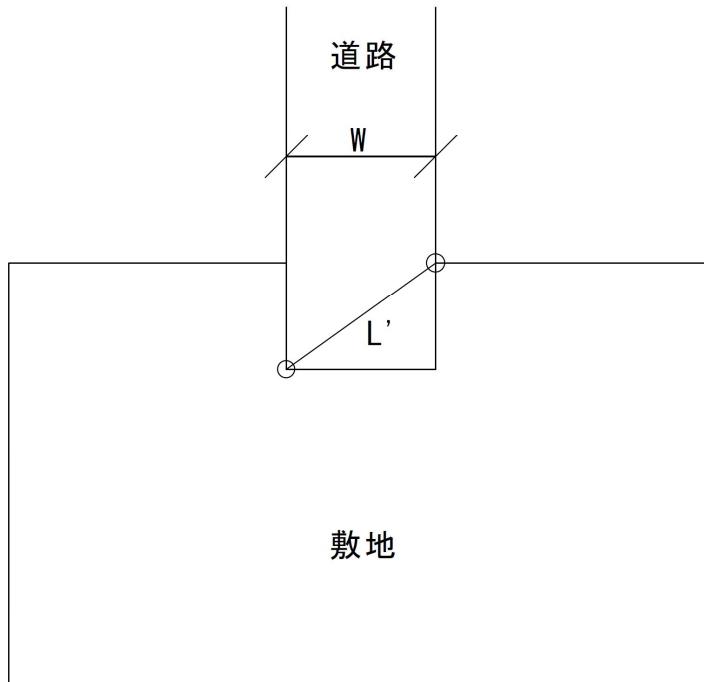
第1節 意匠

## 18 道路

### 接道長さの取扱い

法43条

下図のような敷地の接道長さ（L）は、道路幅員（W）とするることを原則とする。ただし、状況に応じ、接道長さ（L）＝（L'）として運用することも可能とする。  
なお、市条例第4条の取扱いについても同様とする。



図